（様式第３号）

○○建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第１条　当共同企業体は、○○○○工事（当該工事内容の変更に伴う工事含む。以下単に「建設工事」という。）を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、○○年○○月○○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○市○○町○○番地

○○建設株式会社　　　代表取締役　○ ○ ○ ○

○○市○○町○○番地

○○建設株式会社　　　代表取締役　○ ○ ○ ○

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○建設株式会社　代表取締役○○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の分担する工事）

第８条　当企業体の各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担する建設工事の一部について発注者と契約内容の変更等があったときは、それに応じ構成員の分担する工事の変更があるものとする。

○○建設工事の○○工事　　○○建設株式会社

○○建設工事の□□工事　　□□建設株式会社

２　前項に規定する分担工事の価額については、次条に規定する運営委員会において別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定そのたの当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

２　運営委員会の会長は、当企業体の代表者が当たるものとする。

３　運営委員会は、必要に応じて会長が招集するものとする。

４　運営委員会は、必要に応じ事務局を設置し、収支を明らかにする帳票類を整備しなければならない。

（役員その他の選任）

第１０条　当企業体の役員、その他は、運営委員会において選任するものとする。

（構成員の責任）

第１１条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１２条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１３条　構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１４条　構成員はその分担工事を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１５条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１１条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１６条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

（工事途中における構成員の脱退）

第１７条　構成員は、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散等に対する措置）

第１８条　構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合、あるいはそれらと同様の状態になったものと発注者及び他の構成員が認めた場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な契約の履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に加入させ、当該構成員を含む構成員が連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第１５条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第１９条　当企業体が解散した後においても、建設工事につき、契約不適合責任が生じたときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第２０条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

○○年○○月○○日

○○建設株式会社

代表取締役　　○　○　○　○　　印

○○建設株式会社

代表取締役　　○　○　○　○　　印